

高根小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

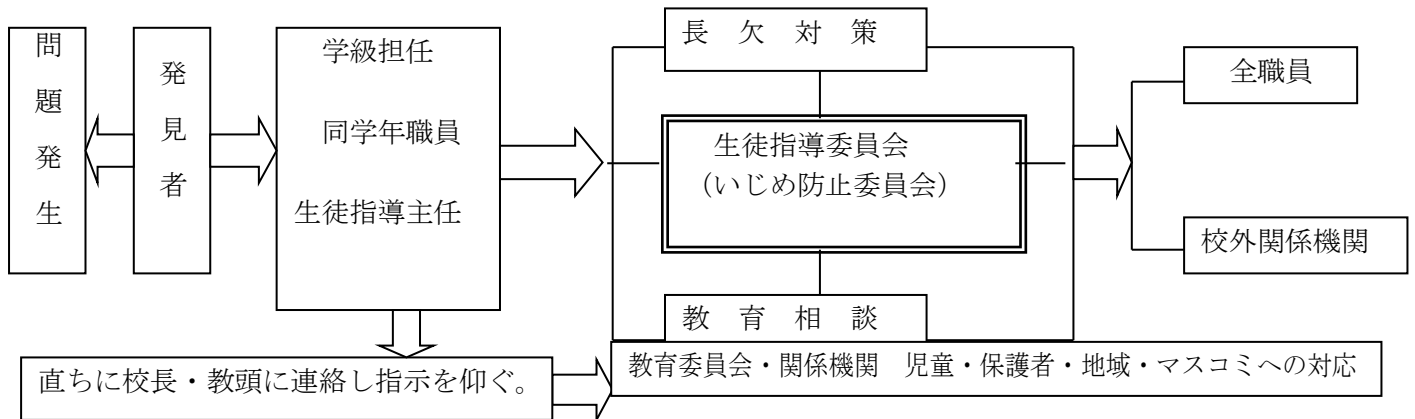
いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より）なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

上記の考えのもと、全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止の基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校・学級づくりに努める。
- ②いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。（校内・校外研修の充実・講師の招聘）
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、指導にあたる。

2 「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の設置



(1) 生徒指導委員会において、いじめの問題や生徒指導上の課題に対しての対策に取り組む。

(2) 生徒指導相談担当の役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ②いじめの相談・通報の窓口（相談箱の中の確認は毎朝、生徒指導主任・養護教諭が行う。）・相談窓口の周知を行う。（全校集会、学校だより等）
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

※重大事態の調査を行う場合には、適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 組織の構成

組織は、固定的なものでなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるようにする。

- ①校長・教頭・教務・生徒指導主任・学年主任・養護教諭
- ②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議
校長・教頭・教務・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・担任・関係学年の職員・その他必要に応じて関係する職員

(4) スクールカウンセラーについて

重大事態の発生時などにスクールカウンセラーが組織に加わることができるようにする。

3 いじめ未然防止について

いじめ、とりわけ「暴力を伴わないいじめ」については、約半数の児童が被害経験はもちろん、加害経験を持つことが分かっている。「いじめの被害者や加害者を早い段階で特定して対処する。」ということではなく、「全ての児童のいじめ被害・いじめ加害の可能性を減らしていく。」という未然防止の姿勢が必要である。

校内指導体制を充実させ、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が、わかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせることができるように努める。道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見知らぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める

- 安心して生活できる居場所づくり
 - ・児童の良さを認める。
 - ・児童の人間関係を把握する。
 - ・児童との信頼関係づくりに努める。
 - ・児童同士の人間関係づくりに努める。
 - ・規範意識を育てる。
 - ・児童に活躍の場を与える。
 - ・生徒指導の機能を生かした授業づくりに努める。
 - ・児童同士が安心して生活できる。
 - ・集団に必要なルールやマナーを共有している。
 - ・本音や感情の交流がある。
 - ・全ての児童が「自己有用感」を持つ。
 - ・教職員との信頼関係がある。
- いじめゼロ集会の実施
 - ・いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ありがとうの一言
 - ・関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために「ありがとうの一言」を帰りの会に行う。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業により「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う（道徳教育の目標）」ことにより「いじめ」を未然に防止する。
- いじめに関する問題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考えさせる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実践する。
- 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、正しい行動の価値に気付かせ、より良い生き方ができるようにする。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりなどの心を育てる。

(3) わかる授業

- 全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をする。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることを自覚して指導にあたる。
- チャイム着席、正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導をしっかりと行う。

(4) 体験活動の充実

- 児童が、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるような相互交流の工夫を行うことで「豊かな心」をはぐくむ。また、特別の教科道徳の時間を要しつつ、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間や生活科において、道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
- 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(5) 人権教育の充実

- 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならず、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのため、以下の内容について、重点を置きつつ、学校教育全体を通じて、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、その結果、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動をとれるようにする。

新学習指導要領における人権教育の主な関係記述

【特別の教科 道徳】

第2 内容 B 主として人との関わりに関すること

[親切、思いやり]

[第3学年及び第4学年] 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

[第5学年及び第6学年] 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。

[友情、信頼]

[第3学年及び第4学年] 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

[第5学年及び第6学年] 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

[相互理解、寛容]

[第3学年及び第4学年] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

[第5学年及び第6学年] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

第2 内容 C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重]

[第5学年及び第6学年] 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。

[公正、公平、社会正義]

[第3学年及び第4学年] 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

[第5学年及び第6学年] 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

【社会】

第2 各学年の目標及び内容 [第6学年] 2 内容

(1)ア(ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、…

(3)ア(ア) …スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。

【特別活動】

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(2) 児童及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。

(6) 保護者や地域・外部の方への働きかけ

- 学校ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 年度当初に、相談員、相談箱について、学校だよりを通じて保護者に通知し、相談しやすい窓口を周知するとともに、いじめを発見する契機となるようにする。
- スクールカウンセラーと協力し、カウンセラーから家庭に向けてたよりを通して、相談するための方法を周知する。
- 学校運営協議会、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提

供し、意見交換する場を設ける。

- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- 園・小・中の連携を図り、成長の過程を共通理解する。

4 いじめの早期発見について

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立って、全ての教職員が全ての児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけて行くことが必要である。
- 相談箱を保健室前に常設するとともに、4月時点において SOS の出し方教育を行い、困ったことが起きた際に相談する方法を指導する。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教師がいる」を心がける。
- 児童のささいな変化に気づいたり、児童同士のトラブル等を見かけたりしたときは、事前に決めた手順に従って、「いじめ対策委員会」もしくは、「いじめ対策委員会」の担当者に対してすみやかに報告する。
- 「いじめ対策委員会」等の場において気づいたことを共有し、対応策を協議し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談などで当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、「学校生活に関するアンケート」を学期に1回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。
- 教職員と児童との信頼関係を形成し、日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が自ら気軽に相談できる環境を作る。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象として教育相談を実施する。(学期1回程度)
- 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。
- 児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整える。
 - 児童 : 教職員への申告、相談箱への投書、カウンセラーへの相談、インターネット窓口への投書、外部相談機関への通告 等
 - 保護者 : 教職員への申告、カウンセラーへの相談、インターネット窓口への投書、教育委員会への相談、外部相談機関への通告 等

5 いじめ早期解決のために

(1) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織であたる。
- いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- 正確な実態把握をする。
 - ・当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録する。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者から「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

- いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - 関係児童から、いじめの事実の有無の確認をする。
 - 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ウ いじめられた児童またはその保護者への支援
- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
 - 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- エ いじめた児童への指導またはその保護者への助言
- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて専門家や外部機関に協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- オ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決を努める。
- カ 保護者との連携について
- いじめ解消のための具体的な対策について説明する。
 - 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
 - 保護者会や教育相談などを通じて、普段から保護者との連携を深める。
- キ いじめ発生後の対応について
- 継続的に指導・支援を行う。
 - カウンセラー等を活用して、児童の心のケアを図る。
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
 - 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応していく。

【外部相談機関一覧】

- 子どもと親のサポートセンター TEL 0120-415-446
- 東上総教育事務所相談室 TEL 0475-23-4460
- 24時間子どもSOSダイヤル TEL 0120-0-78310
- 千葉県外房地区少年センター TEL 0475-22-3741

いじめの解消について

いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定（平成29年3月14日改定））

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

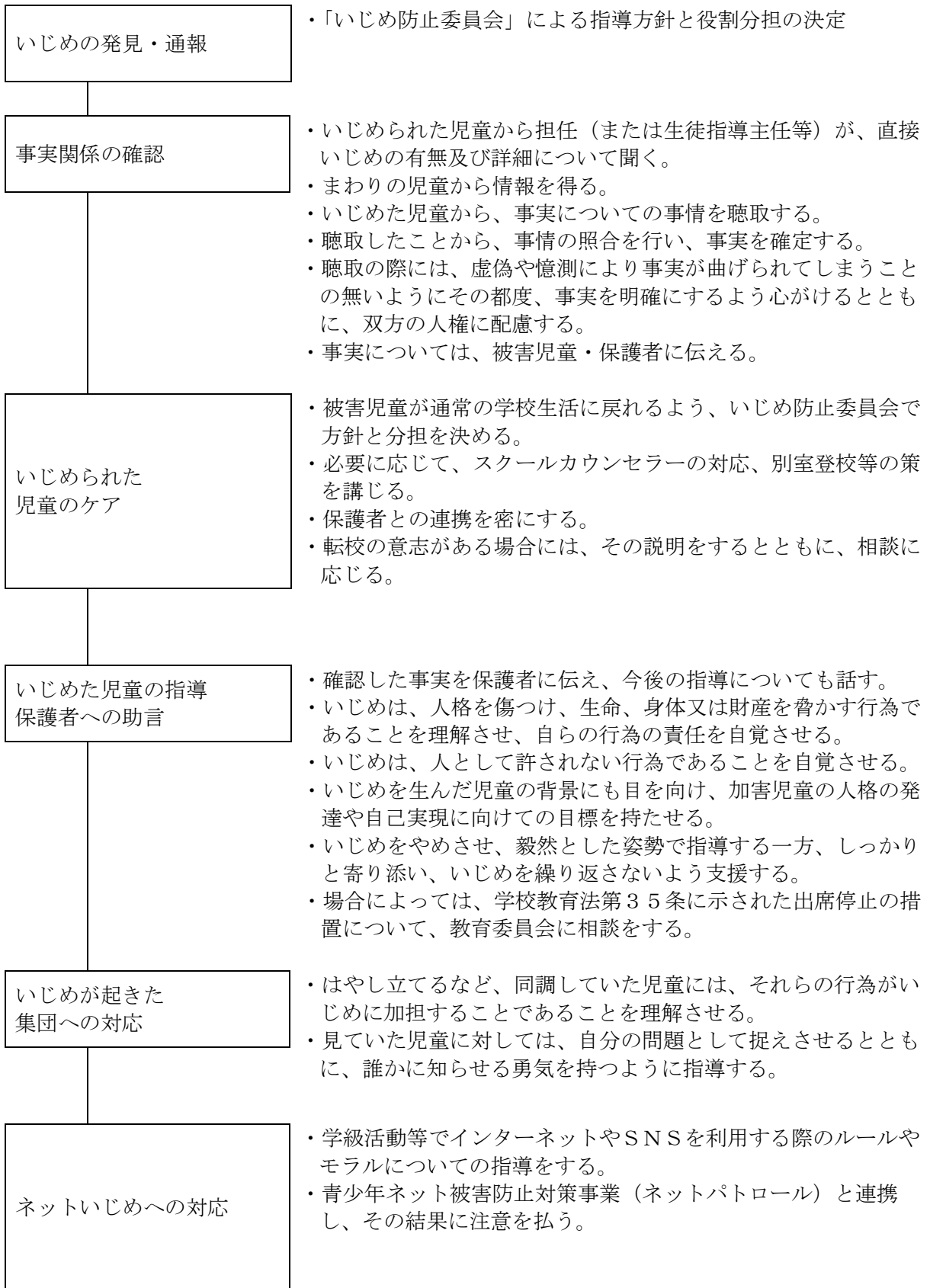
① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。



再発防止策

- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
 - ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
 - ・フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
 - ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。
- ・再発防止・継続支援のために、校内のいじめ対応チームを活用し、再発防止のための対策、継続支援の方向性について、継続的な対応を検討していく。

6 いじめの再発防止について

(1) 被害児童生徒側・保護者への対応・支援

○今後の対応について

- ・学校と家庭が一緒に考えていく。
- ・学校での対応状況や指導経過をその都度こまめに伝えていくことを約束。
- ・保護者や当該児童生徒の気持ちを尊重。対応内容については、家庭側が理解し、了承したことについて対応。

○早期解決を目指すための家庭の協力

- ・家庭が一番安心できる居場所であり、保護者が児童生徒の一番の理解者である。
→当該児童生徒の心の苦しみを中心に、家庭においてじっくり話を聞いてもらう。
- ・児童生徒の家庭における様子等について、保護者からの情報提供をお願いする。
→些細なことでも学校に相談してほしい旨を伝える。
- ・専門機関との連携・協力も視野に入れる。
→当該児童生徒の精神的な安心が図れるよう配慮する旨を伝える。

○継続的な支援

- ・安心して学校生活を送るために、いじめ問題が解決した後も、以下のような継続的な対応を行っていくことを約束する。
- ・解決後も継続的に見守り、対応していく。
- ・折に触れ、保護者に学校での様子を伝える。家庭での様子も知らせてもらう。
- ・状況に応じて、専門機関との連携・協力も引き続き図っていく。

(2) 加害児童生徒側・保護者への対応・支援

○今後の対応について（事実に対する保護者の理解や納得を得た上で）

- ・学校と家庭が一緒に考えていく。
- ・学校での対応状況や指導経過をその都度こまめに伝えていくことを約束する。
- ・いじめた児童生徒の個人情報など、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく旨を伝える。

○自分の起こした行為と向き合い、責任を自覚し、より良く成長するための家庭の協力

- ・保護者にとって子どもはかけがえのない存在であり、いじめはその子どもの人権や生命を脅かす行為である。
→自分の子どもが被害者側であったら、という視点でいじめられた児童生徒の身体的、精神的苦痛と一緒に考えてもらう。
- ・保護者が当該児童生徒の一番の理解者である。
→いじめを行う背景には、何らかの葛藤や問題を抱えている場合が考えられるので、いじめを行った原因やその心情についてじっくり話を聞いてもらう。
- ・児童生徒の家庭における様子等について、保護者からの情報提供をお願いする。
→些細なことでも学校に相談してほしい旨を伝える。
- ・専門機関との連携・協力も視野に入れる。
→当該児童生徒のより良い変容が図れるよう配慮する旨を伝える。

○ 継続的な関わり

- ・より良い学校生活を送るために、いじめ問題が解決した後も、継続的な連携、協力を行っていくことを約束する。
- ・解決後も継続的に見守り、対応していく。
- ・折に触れ、保護者に学校での様子を伝える。特に学校生活における児童生徒の変容をこまめに評価し、伝える。家庭での様子も知らせてもらう。
- ・状況に応じて、専門機関との連携・協力も引き続き図っていく。

7 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - ・自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な障害を負った場合
 - ・金品に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
 - ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法第30条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 長生村教育委員会

② いじめ防止組織の招集（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③ 事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策推進法第28条）

調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、長生村教育委員会に結果の報告を行う。

④ いじめられた児童への支援

- いじめられた児童への指導については、「5（1）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

⑤ いじめた児童への指導

- いじめた児童への指導については、「5（1）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- 学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

8 年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 授業参観 1年生を迎える会	第1回学校生徒指導委員会 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 相談窓口の周知 SOSの出し方についての指導	教科・領域等年間計画作成 学級生活のルール作り
5月	宿泊学習	第2回学校生徒指導委員会 生活アンケート・教育相談	
6月	プール開き	第3回学校生徒指導委員会 いじめ防止キャンペーン いじめゼロ集会 生活アンケート・教育相談	児童会による いじめ撲滅宣言採択 いじめ撲滅スローガン募集
7月	終業式 保護者面談	第4回学校生徒指導委員会 学校評価アンケート（児童・保護者）の実施	いじめゼロ集会の振り返り
8月	夏季休業	いじめ対策（自殺防止）について（研修）	
9月	始業式	第5回学校生徒指導委員会	
10月	秋季大運動会	第6回学校生徒指導委員会 生活アンケート・教育相談	
11月	修学旅行 授業参観	第7回学校生徒指導委員会 生活アンケート・教育相談	いじめゼロ集会の振り返り
12月	校内マラソン納会 保護者面談 終業式	第8回学校生徒指導委員会	
1月	始業式 校内ジャンピング大会	第9回学校生徒指導委員会	

2月	授業参観 県標準学力検査 教育相談 学校評価	第10回学校生徒指導委員会 生活アンケート・教育相談 学校評価アンケート（児童・保護者）の 実施	
3月	6年生を送る会 卒業式 修了式	第11回学校生徒指導委員会 学校評価アンケートの公表	